

成年後見人等報酬費助成のご案内

この制度は、所得や資産が少ないために、後見人等への報酬費を負担することが困難な区民の方に、後見人等への報酬費の全部又は一部を助成するものです。

助成の内容

家庭裁判所が報酬付与の審判において決定した後見人等報酬費の全部または一部助成上限額（月額）

- ・ご本人（成年被後見人等）が在宅で生活している場合…2万8千円
- ・ご本人（成年被後見人等）が施設で生活している場合…1万8千円

助成の対象者

成年被後見人・被保佐人・被補助人

申請できる人

成年後見人・保佐人・補助人

※保佐人・補助人については、代理権設定が必要

助成の要件・申請の条件

次の①～⑦のすべてに該当していることが必要です。

- ① 成年被後見人等は杉並区に住民登録があること。（いわゆる住所地特例を含みます。）
- ② 親族（本人）による申し立てで、親族が後見人等になることができないこと。
- ③ 杉並区成年後見センターの「成年後見人等候補者紹介制度」に基づきセンターが紹介した第三者（弁護士、司法書士、社会福祉士など）が後見人等であること。
- ④ 助成申請の時点で被後見人等に収入・預貯金等が少なく、また、即時に現金化することができる資産を有していないこと。（※預貯金のめやすは、申請時点での預貯金の残高がおよそ60万円）
- ⑤ 他から同様の助成を受けていないこと。
- ⑥ 1回の申請につき12か月分以内とする。ただし、成年後見人等が選任された初年の報酬については、報酬付与審判書の月数のおりとする。
- ⑦ 助成の申請手続きは、報酬付与審判日の翌日から起算して120日以内とする。また、特別な事情がある場合を除き年度内に1回限りとする。

申請に必要な書類

- ① 成年後見人等報酬費助成申請書
- ② 本人の資産申告書（財産目録）等

報酬の審判が出たら提出する書類

- ① 成年後見人等報酬費助成金請求書
- ② 「報酬付与の審判書」の写し等

問合せ先 **公益社団法人杉並区成年後見センター**

電話：03-5397-1551 / F A X：03-5397-1555

住所：〒167-0032 杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並3階

申請から交付までの手続き

1 助成対象要件の確認

申立時に杉並区成年後見センターの「成年後見人等候補者紹介制度」の利用対象であったことを、センターが確認します。



2 申立手続き

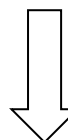
申立手続き時に類型が保佐・補助の場合は、助成制度の申請手続き及び預貯金の手続きについての代理権の設定をする必要があります。



3 申請書類提出

家庭裁判所へ定期報告を行うときに、成年後見人等は成年後見センターに、次の書類を提出します。

- ①成年後見人等報酬費助成申請書（第3号様式）
- ②後見等開始の審判書の写し
- ③家庭裁判所へ定期報告を行う際に提出する書類（後見等事務報告書、財産目録、収支状況報告書等）の写し



4 決定通知書の送付

提出された書類をもとに成年後見センターは審査を行い、その結果を通知します。



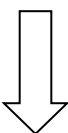
※家庭裁判所へ定期報告・報酬付与申立て（成年後見人等が手続き）



5 助成請求書等の提出

報酬審判が決定したら、成年後見センターに次の書類を提出します。

- ①成年後見人等報酬費助成金請求書（第5号様式）
- ②「報酬付与の審判書謄本」の写し



6 報酬費助成

成年後見センターは成年被後見人等の銀行口座に報酬費を振り込みます。

※成年後見人等は、被後見人等の資産状況、生活状況に変化があったとき、また、第15条の助成要件に該当しなくなったときは、成年後見センターへの報告が必要です。（第6号様式）